

部活動の方針

2019年（令和元年）8月

福山市教育委員会

はじめに

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、異年齢との交流の中で、スポーツや芸術文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、「21世紀型“スキル&倫理観”」の育成を目指し、本市が取り組んでいる「福山100NEN教育」においても、学校教育の一環として大きな役割を担っているところです。

一方、学校を取り巻く環境は、社会・経済の変化に伴い、より複雑化・多様化してきており、学校には、これまで以上に子どもたちに対するきめ細やかな対応が求められているため、教職員の業務は多様化し、拡大している状況があります。

働き方改革が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が難しい状況です。

将来においても、本市の生徒が生涯にわたってスポーツや芸術文化等に親しむ豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動ができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革を進めていきたいと考えております。

福山市教育委員会教育長 三好 雅章

< 目 次 >

| | |
|-----------------------------------|---|
| I 方針策定の趣旨 | 1 |
| II 取組内容 | |
| 1 適切な運営のための体制整備 | 2 |
| (1) 部活動の方針の策定等 | |
| (2) 指導・運営に係る体制の構築 | |
| 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 | 3 |
| (1) 適切な指導の実施 | |
| (2) 部活動用指導手引の活用 | |
| 3 適切な休養日等の設定 | 4 |
| (1) 休養日及び活動時間の基準 | |
| (2) 休養日及び活動時間の設定 | |
| 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備 | 5 |
| (1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置 | |
| (2) 地域との連携等 | |
| 5 学校単位で参加する大会等の見直し | 6 |
| (1) 参加する大会数の上限 | |
| (2) 参加する大会等の精査 | |

I 方針策定の趣旨

本方針は、「福山に愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会でたくましく生きる子どもを育てる」ことを目指した「福山100NEN教育」の理念を踏まえ、福山市立中学校、義務教育学校（後期課程）及び福山高等学校のそれぞれの段階の生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が次の点を重視して、地域、学校、種目、分野、目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 生徒が、課題解決に向け、様々な人々と協働して、持続可能な社会を創造する「行動化できる力」につながる「21世紀型“スキル&倫理観”」を身に付けるために、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること。
- 質の高い文化芸術の鑑賞機会や地域の伝統文化に触れる機会の充実を図り、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会を充実すること。
- 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

福山市教育委員会及び学校は、本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

Ⅱ 取組内容

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・行事日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・行事参加日等）を作成し校長に提出する。

イ 校長は、アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 市教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、外部人材の活用状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保や教職員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、外部人材の活用状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 市教育委員会は、各学校の生徒や教職員の数、校務分担の実態等を踏まえ、外部人材を活用することに努める。

オ 市教育委員会は、顧問を対象とする指導に係る知識・実技の質の向上や、学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 市教育委員会及び校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が2013年（平成25年）5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び、文化庁が2018年（平成30年）12月に作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防・熱中症事故の予防^{※1}やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 顧問は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことや、運動部においては、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や芸術文化等の能力の向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上や大会等での好成績など、それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等により休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の活用

顧問は、中央競技団体^{※2}、その他の関係団体等が作成する指導手引を活用して適切な指導を行う。

※1 「熱中症事故の予防」

- 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討すること。
- 活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒等への健康観察など健康管理を徹底すること。
- 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施すること。

※2 「中央競技団体」

各スポーツ競技について国内を統轄する全国規模の団体

(例) 公益財団法人日本陸上競技連盟 公益財団法人日本サッカー協会など

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の基準

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

休養日及び活動時間の基準

| | | 中学校・義務教育学校（後期課程） | 高等学校 |
|------|---|--|---|
| 休養日 | 学期中 | <p>週当たり2日以上の休養日を設ける。</p> <p>ただし、平日は定時退校日と併せて少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。</p> | |
| | | 週末に大会参加等で活動した場合は、翌週の中で休養日を他の日に振り替える。 | 週末に活動した場合は、年間休養日の週平均が2日以上となるよう、休養日を他の日に振り替える。 |
| | 長期休業中 | <p>学期中に準じた扱いを行う。</p> <p>ただし、部活動を教職員の正規の勤務時間内に行うことにより、部活動を行った日においても教職員の定時退校が可能であることから、部活動単位で設定することも可能とする。また、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。</p> | |
| 活動時間 | 1日の活動時間は | <ul style="list-style-type: none"> ・平日は2時間程度 ・学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度 | |
| | | 年間の活動時間が週平均11時間未満で活動する。 | |
| その他 | 勤務時間前の部活動については、上記の内容を踏まえ、今後、実施の是非を検討する。 | | |

(2) 休養日及び活動時間の設定

校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、3（1）の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 生徒の部活動に対するニーズは、「競技力の向上」「技能等の向上や大会等での好成績」以外にも、「友達と楽しめる」「適切な頻度で行える」等多様である。

校長は、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う、大会志向でなくレクリエーション志向の活動を行う、体力づくりを目的とした活動を行う等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成や芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。

イ 市教育委員会は、生徒数の減少により、単一の学校では特定の競技や分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を検討する。

(2) 地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒のスポーツ環境の充実、芸術文化等に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の各種団体との連携、社会教育施設、文化施設の活用や保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ及び芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、生徒が各種保険へ加入することや、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ及び芸術文化等に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

ウ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ及び芸術文化等に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 参加する大会等の数の上限

市教育委員会は、週末等に開催される様々な大会、地域の行事、催し等（以下「大会等」という。）に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や簡素化等を主催者に要請する。

また、各学校の部が参加する大会等の数の上限は、次を目安とする。

各学校の部活動が参加する大会は、学校体育団体、文化連盟等が主催し、又は共催する大会とする。

それ以外の大会等への参加については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

(2) 参加する大会等の精査

校長は、上記の目安等を踏まえ、参加する大会等を精査する。